

(年分)

雑損失の金額の計算書

氏 名

この計算書は、災害により住宅や家財などに被害を受け、雑損失の金額のうちに災害関連支出がある場合に使用します。
なお、損失額の合理的な計算方法により損失額を計算する場合には、「被災した住宅、家財等の損失額の計算書」を併せて使用します。

1 損害の原因等

損害の原因		損害年月日	・	・
-------	--	-------	---	---

→申告書第二表「雑損控除に関する事項」の「損害の原因」欄及び「損害年月日」欄にそれぞれ転記します。

2 災害関連支出の内訳

	区分	支払先の 名称・所在地等	工事 内容	支払年月日	支払金額	支払金額の内訳			A 原状回復の ための支出額 (ハ×30%+イ)
						イ 原状回復 のための 支出金額	ロ 資本的支 出の金額	ハイとロの 区分が困 難な金額	
原 状 回 復 の た め の 支 出				・	・	円	円	円	円
				・	・				
				・	・				
				・	・				
				・	・				
				・	・				
				・	・				
				・	・				
合 計									
取 壊 し 、 除 去 等 の 費 用	区分	支払先の 名称・所在地等	工事 内容	支払年月日	B 支払金額	【備 考】			
				・	・				
				・	・				
				・	・				
				・	・				
				・	・				
				・	・				
				・	・				
				・	・				
				・	・				
合 計									

3 損失額の計算

区 分		住 宅	家 財	車 両			C 合 計
損 害 金 額 (「被災した住宅、家財等の損失額の計算書」を使用した場合には⑤、⑥、⑦の金額をそれぞれ「住宅」、「家財」又は「車両」の欄に記入します。)	①	円	円	円	円	円	円
原 状 回 復 の た め の 支 出 額 (2 の A 欄 の 各 区 分 ご と の 金 額)	②						
①と②のいずれか大きい方の金額	③						
③から差し引く保険金等で補てんされる金額 (③の金額を超える場合は③の金額)	④	()	()	()	()	()	()
③ - ④	⑤						
原状回復に係る災害関連支出の金額 (② - ①) (赤字のときは0、⑤の金額を限度)	⑥						
取 壊 し、 除 去 等 の 額 の 合 計 額 (2 の B 欄 の 各 区 分 ご と の 金 額)	⑦						
⑦から差し引く保険金等で補てんされる金額 (⑦の金額を超える場合は⑦の金額)	⑧	()	()	()	()	()	()
⑦ - ⑧	⑨						
災 害 関 連 支 出 の 金 額 (⑥ + ⑨)	⑩						
損 失 額 の 計 (① + ⑩)	⑪						

4 雑損失の金額（雑損控除額）の計算

		損害金額等の全体
損害金額 ((③のC) + (⑦のC))	⑫	円
保険金などで補てんされる金額 (④ の C) + (⑧ の C)	⑬	
差 引 損 失 額 (⑫ - ⑬)	⑭	
所 得 金 額	⑮	
⑮ × 0.1	⑯	
⑭ - ⑯	⑰	(赤字のときは0)
差引損失額のうち災害関連支出の金額 (⑩)	⑱	
⑱ - 50,000 円	⑲	(赤字のときは0)
雑 損 失 の 金 額 (⑰と⑲のいずれか多い方の金額)	⑳	
雑 損 控 除 額 (⑮と㉑のいずれか少ない方の金額)	㉑	
翌年以後に繰り越す雑損失の金額 (㉑ - ⑮)	㉒	(赤字のときは0)

→⑫の金額を申告書第二表「雑損控除に関する事項」の「損害金額」欄に転記します。

→⑬の金額を申告書第二表「雑損控除に関する事項」の「保険金などで補填される金額」欄に転記します。

←この計算書の「書き方」をご覧ください。

→申告書第二表「雑損控除に関する事項」の「差引損失額のうち災害関連支出の金額」欄に転記します。

→申告書第一表「雑損控除」欄に転記します。

←⑮に分離課税の土地建物等の譲渡所得の金額が含まれている場合には、この計算書の「書き方」をご覧ください。

書 き 方

この計算書は、確定申告書、修正申告書又は更正請求書と一緒に提出してください。
記載に当たっては、次の点に注意してください。

1 損害の原因等

「損害の原因」欄には「〇〇地震」などと、「損害年月日」にはその損害が生じた年月日を記入します。

2 災害関連支出の内訳

- (1) 災害関連支出となる支出について、それぞれ「原状回復のための支出」及び「取壊し、除去等の費用」に区分して、それぞれ「支払先の名称・所在地等」、「工事内容」、「支払年月日」、「支払金額」を記入します。
- (2) 「区分」欄は、損害を受けた資産ごとに、「住宅」、「家財」、「車両」などと記入します。
- (3) 「A 原状回復のための支出額」欄は「支払金額の内訳」のイの金額とハ×30%の金額の合計額を区分ごとに記入します。

3 損失額の計算

原状回復のための支出をした住宅や車両などが2以上ある場合は、該当欄を分割するなどして各々記入してください。

- (1) 「損害金額」①欄には、「住宅」・「家財」・「車両」などの資産の被災直前の時価を基に計算した損害額（保険金等を差し引く前の金額）を記入します。
なお、「被災した住宅、家財等の損失額の計算書」を利用された方は、当該計算書の⑤、⑫、⑮欄の金額が被災直前の時価を基に計算した損害額となります。
- (2) 「原状回復のための支出額」②欄
「2 災害関連支出の内訳」において記入した区分ごとのA欄の金額を、それぞれの区分に応じその金額を転記します。
- (3) 「③から差し引く保険金等で補てんされる金額」④欄
原状回復のための支出に対して保険金等で補てんされる金額を記入します（③欄の金額が限度となります。）。
なお、受け取るべき保険金等の金額を括弧内に記入します。
- (4) 「取壊し、除去等の額の合計額」⑦欄
「2 災害関連支出の内訳」において記入した「取壊し、除去等の費用」の区分ごとのB欄の金額を、それぞれの区分に応じその金額を転記します。
- (5) 「⑦から差し引く保険金等で補てんされる金額」⑧欄
取壊し、除去等のための支出に対して保険金等で補てんされる金額を記入します（⑦欄の金額が限度となります。）。
なお、受け取るべき保険金等の金額を括弧内に記入します。

4 雑損失の金額（雑損控除額）の計算

- (1) 「損害金額」⑫欄
災害に係る損失金額でないその他の損失金額がある場合には、右側の「左のうち、その他の雑損失の金額」欄にその金額を記入します。
- (2) 「所得金額」⑮欄
申告書第一表の⑫欄の金額 _____ 円 + 退職所得金額 _____ 円 + 山林所得金額 _____ 円
+ 申告分離課税の所得金額（特別控除前） _____ 円 = 所得金額 _____ 円
なお、前年以前から繰り越された繰越損失がある場合の⑮欄の金額は、繰越控除後の金額となります。
- (3) 「雑損控除額」⑳欄
⑮欄に分離課税の土地建物等の譲渡所得の金額が含まれている場合には、特別控除後の分離課税の土地建物等の譲渡所得の金額を基に4(2)で計算した「所得金額」と㉔欄の金額のいずれか少ない方の金額を記入します。
- (4) 「翌年以後に繰り越す雑損失の金額」㉔欄
⑮欄に分離課税の土地建物等の譲渡所得の金額が含まれている場合には、特別控除後の分離課税の土地建物等の譲渡所得の金額を基に4(2)で計算した「所得金額」を㉔欄の金額から差し引いた金額を記入します。